

愛知県肝炎診療協議会の傍聴に関する要領

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、会長が決定する。

2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の関係から会長がその都度定めるものとする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴人申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開催予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

6 傍聴席に入ることのできない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることのできないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があつて会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛等を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡等を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。

- (2) 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会議における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為はしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

8 写真、動画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

9 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命じることができるものとする。

10 施行年月日

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

施行年月日

この要領は、令和元年10月10日から施行する。